

2 県 税 税 率 等 の 変 遷

区分 税目	27 年 度		28 年 度		
	課 税 標 準	税 率	課税標準	税 率	
県 民 税	個 人				
	(1) 県内に住所を有する個人	均等割	年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	標準税率 1,500円	(1) 同 左
		所得割	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$	均等割
	(2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村に住所を有しない者	均等割	年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	1,500円	(2) 同 左
		所得割	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(3) 同 左
	(3) 支払いを受けるべき特定配当等の額	配当割			
	(4) 特定株式等譲渡所得金額	株式等譲渡所得割	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(4) 同 左
	法 人				
	(1) 県内に事務所又は事業所を有する法人	法人税割	$\frac{3.2}{100}$ ($\frac{4.0}{100}$)	$\frac{3.2}{100}$	(1) 同 左
		均等割 (やまがた緑環境税分として10%上乘せ)	①資本金等の額が50億円超 年880,000円 800,000円 ②同 10億円超 50億円以下 年594,000円 540,000円 ③同 1億円超 10億円以下 年143,000円 130,000円 ④同 1,000万円超 1億円以下 年 55,000円 50,000円 ⑤①～④以外の法人等 年 22,000円 20,000円		均等割 (やまがた緑環境税分として10%上乘せ)
(2) 県内に寮等を有する法人で県内に事務所又は事業所を有しないもの及び県内に事務所又は事業所を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの	均等割	(2) 上記①～⑤に同じ		(2) 同 左	
利子割 支払いを受ける利子等	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	同 左	$\frac{5}{100}$	
個 人					
(1) 第一種事業による所得金額	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(1) 同 左	$\frac{5}{100}$	
(2) 第二種事業による所得金額	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$	(2) 同 左	$\frac{4}{100}$	
(3) 第三種事業による所得金額	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	
(4) 第三種事業のうち装蹄師業等による所得金額	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	(4) 同 左	$\frac{3}{100}$	
法 人					
(1) 電気供給業等を行う法人	収入金額	$\frac{0.9}{100}$	$\frac{0.9}{100}$	(1) 同 左	
	(2) 特別法人 所得及び清算所得	所得のうち年400万円以下の金額の	$\frac{3.4}{100}$	$\frac{3.4}{100}$	(2) 同 左
所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得金額の		$\frac{4.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$		
(3) その他の法人 所得及び清算所得	所得のうち年400万円以下の金額の	$\frac{3.4}{100}$	$\frac{3.4}{100}$	(3) 同 左	
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の	$\frac{5.1}{100}$	$\frac{5.1}{100}$		
(4) 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本又は出資の金額が1,000万円以上のものが行う事業	特別法人 所得及び清算所得	$\frac{6.7}{100}$	$\frac{6.7}{100}$	(4) 同 左	
	その他の法人 所得及び清算所得	$\frac{4.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$		
事業税					
(1) 電気供給業等を行う法人	収入金額	$\frac{0.9}{100}$	$\frac{0.9}{100}$	(1) 同 左	
	(2) 特別法人 所得及び清算所得	所得のうち年400万円以下の金額の	$\frac{3.4}{100}$	$\frac{3.4}{100}$	(2) 同 左
所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得金額の		$\frac{4.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$		
(3) その他の法人 所得及び清算所得	所得のうち年400万円以下の金額の	$\frac{3.4}{100}$	$\frac{3.4}{100}$	(3) 同 左	
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の	$\frac{5.1}{100}$	$\frac{5.1}{100}$		
(4) 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本又は出資の金額が1,000万円以上のものが行う事業	特別法人 所得及び清算所得	$\frac{6.7}{100}$	$\frac{6.7}{100}$	(4) 同 左	
	その他の法人 所得及び清算所得	$\frac{4.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$		

(注1) 法人県民税の法人税割の()内数値は、中小法人(資本金等の額が1億円以下の法人で、かつ、法人税割額の課税標準となる法人税額が年額1,000万円以下であるもの)以外の法人に適用される税率。

(注2) 法人県民税の法人税割の□内数値は、10月1日以後に事業年度を開始する法人における税率。

29 年 度			30 年 度			元 年 度		
課税標準	税	率	課税標準	税	率	課税標準	税	率
(1) 同 左 均等割	年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	標準税率 1,500円	(1) 同 左 均等割	年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	標準税率 1,500円	(1) 同 左 均等割	年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	標準税率 1,500円
所得割	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$	所得割	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$	所得割	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$
(2) 同 左	年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	1,500円	(2) 同 左	年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	1,500円	(2) 同 左	年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	1,500円
(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$
(4) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(4) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(4) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$
(1) 同 左 法人税割 均等割 (やまがた 緑環境税 分として 10%上乘 せ)	$\frac{3.2}{100} \left(\frac{4.0}{100} \right)$ ①同左 年880,000円 ②同左 年594,000円 ③同左 年143,000円 ④同左 年 55,000円 ⑤同左 年 22,000円	$\frac{3.2}{100}$ 800,000円 540,000円 130,000円 50,000円 20,000円	(1) 同 左 法人税割 均等割 (やまがた 緑環境税 分として 10%上乘 せ)	$\frac{3.2}{100} \left(\frac{4.0}{100} \right)$ ①同左 年880,000円 ②同左 年594,000円 ③同左 年143,000円 ④同左 年 55,000円 ⑤同左 年 22,000円	$\frac{3.2}{100}$ 800,000円 540,000円 130,000円 50,000円 20,000円	(1) 同 左 法人税割 均等割 (やまがた 緑環境税 分として 10%上乘 せ)	$\frac{3.2}{100} \left(\frac{4.0}{100} \right) \frac{1.0}{100} \left(\frac{1.8}{100} \right) \frac{3.2}{100} \frac{1.0}{100}$ ①同左 年880,000円 ②同左 年594,000円 ③同左 年143,000円 ④同左 年 55,000円 ⑤同左 年 22,000円	$\frac{3.2}{100} \frac{1.0}{100}$ 800,000円 540,000円 130,000円 50,000円 20,000円
(2) 同 左	上記①～⑤に同じ		(2) 同 左	上記①～⑤に同じ		(2) 同 左	上記①～⑤に同じ	
同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$
(1) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(1) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(1) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$
(2) 同 左	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$	(2) 同 左	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$	(2) 同 左	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$
(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$
(4) 同 左	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	(4) 同 左	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	(4) 同 左	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$
(1) 同 左	$\frac{0.9}{100}$	$\frac{0.9}{100}$	(1) 同 左	$\frac{0.9}{100}$	$\frac{0.9}{100}$	(1) 同 左	$\frac{0.9}{100} \frac{1.0}{100}$	$\frac{0.9}{100} \frac{1.0}{100}$
(2) 同 左	$\frac{3.4}{100}$ $\frac{4.6}{100}$	$\frac{3.4}{100}$ $\frac{4.6}{100}$	(2) 同 左	$\frac{3.4}{100}$ $\frac{4.6}{100}$	$\frac{3.4}{100}$ $\frac{4.6}{100}$	(2) 同 左	$\frac{3.4}{100} \frac{3.5}{100}$ $\frac{4.6}{100} \frac{4.9}{100}$	$\frac{3.4}{100} \frac{3.5}{100}$ $\frac{4.6}{100} \frac{4.9}{100}$
(3) 同 左	$\frac{3.4}{100}$ $\frac{5.1}{100}$ $\frac{6.7}{100}$	$\frac{3.4}{100}$ $\frac{5.1}{100}$ $\frac{6.7}{100}$	(3) 同 左	$\frac{3.4}{100}$ $\frac{5.1}{100}$ $\frac{6.7}{100}$	$\frac{3.4}{100}$ $\frac{5.1}{100}$ $\frac{6.7}{100}$	(3) 同 左	$\frac{3.4}{100} \frac{3.5}{100}$ $\frac{5.1}{100} \frac{5.3}{100}$ $\frac{6.7}{100} \frac{7.0}{100}$	$\frac{3.4}{100} \frac{3.5}{100}$ $\frac{5.1}{100} \frac{5.3}{100}$ $\frac{6.7}{100} \frac{7.0}{100}$
(4) 同 左	$\frac{4.6}{100}$ $\frac{6.7}{100}$	$\frac{4.6}{100}$ $\frac{6.7}{100}$	(4) 同 左	$\frac{4.6}{100}$ $\frac{6.7}{100}$	$\frac{4.6}{100}$ $\frac{6.7}{100}$	(4) 同 左	$\frac{4.6}{100} \frac{4.9}{100}$ $\frac{6.7}{100} \frac{7.0}{100}$	$\frac{4.6}{100} \frac{4.9}{100}$ $\frac{6.7}{100} \frac{7.0}{100}$

29 年 度		30 年 度		元 年 度	
課 税 標 準	税 率	課 税 標 準	税 率	課 税 標 準	税 率
同 左	消費税額の63分の17 (1.7%)	同 左	消費税額の63分の17 (1.7%)	同 左	消費税額の63分の17 (1.7%) ※10月1日～78分の22 (2.2%)
同 左 (免税点同左)	標準税率 $\frac{4}{100}$ (平成18年 4月 1日から $\frac{3.5}{100}$ の不動産の取得 平成20年 3月31日まで $\frac{4.0}{100}$ の不動産の取得 平成20年 4月 1日から $\frac{4.0}{100}$ の不動産の取得 平成30年 3月31日まで $\frac{3}{100}$ の取得については)	同 左 (免税点同左)	標準税率 $\frac{4}{100}$ (平成18年 4月 1日から $\frac{3.5}{100}$ の不動産の取得 平成20年 3月31日まで $\frac{4.0}{100}$ の不動産の取得 平成20年 4月 1日から $\frac{4.0}{100}$ の不動産の取得 令和 3年 3月31日まで $\frac{3}{100}$ の取得については)	同 左 (免税点同左)	標準税率 $\frac{4}{100}$ (平成18年 4月 1日から $\frac{3.5}{100}$ の不動産の取得 平成20年 3月31日まで $\frac{4.0}{100}$ の不動産の取得 平成20年 4月 1日から $\frac{4.0}{100}$ の不動産の取得 令和 3年 3月31日まで $\frac{3}{100}$ の取得については)
同 左	1,000本につき 860円 (旧 3級品の紙巻たばこについては551円)	同 左	1,000本につき 860円 (H30. 9. 30まで) 1,000本につき 930円 (H30. 10. 1～R2. 9. 30まで) 旧3級品の紙巻たばこ 656円 (H30. 4. 1～R1. 9. 30まで)	同 左	1,000本につき 930円 (旧 3級品の紙巻たばこについては930円 (R1. 9. 30まで))
同 左	標準税率 1,200円 1,100円 1,000円 900円 800円 700円 600円 500円 400円 300円 800円	同 左	標準税率 1,200円 1,100円 1,000円 900円 800円 700円 600円 500円 400円 300円 800円	同 左	標準税率 1,200円 1,100円 1,000円 900円 800円 700円 600円 500円 400円 300円 800円
同 左 (免税点50万円以下)	標準税率 $\frac{2}{100}$ $\frac{2}{100}$	同 左 (免税点50万円以下)	標準税率 $\frac{2}{100}$ $\frac{2}{100}$	同 左 (免税点50万円以下)	標準税率 $\frac{2}{100}$ $\frac{2}{100}$
1 同 左	$\frac{3}{100}$ $\frac{3}{100}$	2 同 左	$\frac{3}{100}$ $\frac{3}{100}$	2 同 左	$\frac{3}{100}$ $\frac{3}{100}$
同 左	32,100円 32,100円	同 左	32,100円 32,100円	同 左	32,100円 32,100円
1 同 左	標準税率	1 同 左	標準税率	1 同 左	恒久減税対象
同 左	7,500円 7,500円	同 左	7,500円 7,500円	同 左	7,500円
同 左	8,500円 8,500円	同 左	8,500円 8,500円	同 左	8,500円
同 左	9,500円 9,500円	同 左	9,500円 9,500円	同 左	9,500円
同 左	13,800円 13,800円	同 左	13,800円 13,800円	同 左	13,800円
同 左	15,700円 15,700円	同 左	15,700円 15,700円	同 左	15,700円
同 左	17,900円 17,900円	同 左	17,900円 17,900円	同 左	17,900円
同 左	20,500円 20,500円	同 左	20,500円 20,500円	同 左	20,500円
同 左	23,600円 23,600円	同 左	23,600円 23,600円	同 左	23,600円
同 左	27,200円 27,200円	同 左	27,200円 27,200円	同 左	27,200円
同 左	40,700円 40,700円	同 左	40,700円 40,700円	同 左	40,700円
同 左	7,500円 7,500円	同 左	7,500円 7,500円	同 左	7,500円
同 左	29,500円 29,500円	同 左	29,500円 29,500円	同 左	29,500円 25,000円
同 左	34,500円 34,500円	同 左	34,500円 34,500円	同 左	34,500円 30,500円
同 左	39,500円 39,500円	同 左	39,500円 39,500円	同 左	39,500円 36,000円
同 左	45,000円 45,000円	同 左	45,000円 45,000円	同 左	45,000円 43,500円
同 左	51,000円 51,000円	同 左	51,000円 51,000円	同 左	51,000円 50,000円
同 左	58,000円 58,000円	同 左	58,000円 58,000円	同 左	58,000円 57,000円
同 左	66,500円 66,500円	同 左	66,500円 66,500円	同 左	66,500円 65,500円
同 左	76,500円 76,500円	同 左	76,500円 76,500円	同 左	76,500円 75,500円
同 左	88,000円 88,000円	同 左	88,000円 88,000円	同 左	88,000円 87,000円
同 左	111,000円 111,000円	同 左	111,000円 111,000円	同 左	111,000円 110,000円
同 左	29,500円 29,500円	同 左	29,500円 29,500円	同 左	29,500円 25,000円

税目	27 年 度		28 年 度				
	課 税 標 準	税 率	課 税 標 準	税 率			
自動車税	2	トラック（最大積載量4トン超5トン以下） 営業用 自家用	標準税率 18,500円 18,500円 25,500円 25,500円	2 同 左 同 左	標準税率 18,500円 18,500円 25,500円 25,500円		
	3	バス 営業用 一般乗合用（31人～40人） 〃 その他（41人～50人） 自家用（41人～50人）	14,500円 14,500円 38,000円 38,000円 49,000円 49,000円	3 同 左 同 左 同 左	14,500円 14,500円 38,000円 38,000円 49,000円 49,000円		
	4	三輪の小型自動車 営業用 自家用	4,500円 4,500円 6,000円 6,000円	4 同 左 同 左	4,500円 4,500円 6,000円 6,000円		
	鉱区税	1	砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 (1) 試堀鉱区 面積100アールごとに (2) 採掘鉱区 面積100アールごとに	年額200円 200円 年額400円 400円	1 (1) 同 左 (2) 同 左	年額200円 200円 年額400円 400円	
		2	砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 (1) 河床でないもの 面積100アールごとに (2) 河床 延長1,000メートルごとに	年額200円 200円 年額600円 600円	2 (1) 同 左 (2) 同 左	年額200円 200円 年額600円 600円	
		3	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区	1に規定する税率の3分の2	3 同 左	1に規定する税率の3分の2	
		狩猟税	1	第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者のうち2に規定する者以外のもの	16,500円 16,500円	1 同 左	16,500円 16,500円
			2	第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者	11,000円 11,000円	2 同 左	11,000円 11,000円
3			網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者のうち4に規定する者以外のもの	8,200円 8,200円	3 同 左	8,200円 8,200円	
4	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者		5,500円 5,500円	4 同 左	5,500円 5,500円		
5	第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者		5,500円 5,500円	5 同 左	5,500円 5,500円		
6	鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、捕獲等を行ったものが狩猟者の登録を受ける場合（許可捕獲後1年以内）	上記税額の2分の1	6 同 左	上記税額の2分の1			
産業廃棄物税	1 埋立処分を目的とした最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量 2 1に規定する産業廃棄物の重量の計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより換算して得た重量	1トンにつき1,000円	同 左	1トンにつき1,000円			

29 年 度			30 年 度			元 年 度		
課 税 標 準	税 率		課 税 標 準	税 率		課 税 標 準	税 率	
2	標準税率		2	標準税率		2		
同 左	18,500円	18,500円	同 左	18,500円	18,500円	同 左	18,500円	
同 左	25,500円	25,500円	同 左	25,500円	25,500円	同 左	25,500円	
3			3			3		
同 左	14,500円	14,500円	同 左	14,500円	14,500円	同 左	14,500円	
同 左	38,000円	38,000円	同 左	38,000円	38,000円	同 左	38,000円	
同 左	49,000円	49,000円	同 左	49,000円	49,000円	同 左	49,000円	
4			4			4		
同 左	4,500円	4,500円	同 左	4,500円	4,500円	同 左	4,500円	
同 左	6,000円	6,000円	同 左	6,000円	6,000円	同 左	6,000円	
1			1			1		
(1) 同 左	年額200円	200円	(1) 同 左	年額200円	200円	(1) 同 左	年額200円	200円
(2) 同 左	年額400円	400円	(2) 同 左	年額400円	400円	(2) 同 左	年額400円	400円
2			2			2		
(1) 同 左	年額200円	200円	(1) 同 左	年額200円	200円	(1) 同 左	年額200円	200円
(2) 同 左	年額600円	600円	(2) 同 左	年額600円	600円	(2) 同 左	年額600円	600円
3 同 左	1に規定する税率の 3分の2		3 同 左	1に規定する税率の 3分の2		3 同 左	1に規定する税率の 3分の2	
1 同 左	16,500円	16,500円	1 同 左	16,500円	16,500円	1 同 左	16,500円	16,500円
2 同 左	11,000円	11,000円	2 同 左	11,000円	11,000円	2 同 左	11,000円	11,000円
3 同 左	8,200円	8,200円	3 同 左	8,200円	8,200円	3 同 左	8,200円	8,200円
4 同 左	5,500円	5,500円	4 同 左	5,500円	5,500円	4 同 左	5,500円	5,500円
5 同 左	5,500円	5,500円	5 同 左	5,500円	5,500円	5 同 左	5,500円	5,500円
6 同 左	上記税額の2分の1		6 同 左	上記税額の2分の1		6 同 左	上記税額の2分の1	
同 左	1トンにつき1,000円		同 左	1トンにつき1,000円		同 左	1トンにつき1,000円	